

豊橋市交通児童館運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 豊橋市交通児童館（以下「児童館」という）の適正な管理及び運営に関して広く意見を聴くとともに、関係者との連携等の調整を行うことを目的として、豊橋市交通児童館運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、前条に定める目的を達成するため、必要な事項について協議を行う。

(委員構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成するものとする。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 地域住民・組織の代表
- (4) その他委員会が選任する者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員会の組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は会務を統括し、委員長が事故又は不在のときは、副委員長が職務を代理する。

3 委員長及び副委員長は委員のうちから互選する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は児童館内に設置し、庶務は児童館指定管理者ならびに豊橋市こども未来館にて行うものとする。

(委任)

第7条 その他、委員会に関し必要な事項は、委員長と事務局が協議のうえ定めることとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。